

■ 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5. 1 公共建築物

- ◆ 公共建築物に関する基本方針は、平成26(2014)年3月に策定した「公共施設再生計画」において設定し、令和2(2020)年3月に改訂した「第2次公共建築物再生計画」(以下「再生計画」という。)においても継承していることから、以下のとおりとします。

(1) 老朽化対策の基本方針

① 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

基本方針1

- ◆ 施設重視から機能優先へ考え方を転換し、公共建築物の複合化・多機能化を推進します。

基本方針2

- ◆ 機能をできる限り維持し、公共建築物の総量を圧縮することにより、公共建築物の更新事業費を削減します。

基本方針3

- ◆ 人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。
- ◆ その際、優先順位は公共建築物に付けるのではなく、機能に順位付けを行います。

② 資産の有効活用と財源の確保

基本方針4

- ◆ 機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として公共施設等再生整備基金に積み立てます。
- ◆ 老朽化対策の財源確保策として、利用者負担の適正化、余裕スペースの有効活用などの財源確保を進めます。

③ 施設の長寿命化と質的向上の推進

基本方針5

- ◆ 計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を進めます。
- ◆ 予防保全に転換することによりライフサイクルコストを削減します。

基本方針6

- ◆ バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザインの推進に取り組むとともに、環境負荷低減や効率的運営などによる施設の質的向上を図ります。

基本方針7

- ◆ 災害時における避難所としての機能を強化します。

(2) 施設類型ごとの基本方針

① 庁舎

【課題】

平成29(2018)年4月に新庁舎が完成したことから、今後は、予防保全による適切な維持管理を実施することが必要です。

また、旧庁舎跡地の有効活用が課題となっています。

【基本方針】

- ◎ 新庁舎については、予防保全に基づく適切な維持管理を行い、LCC（ライフサイクル・コスト）の低減に努めます。
- ◎ 旧庁舎跡地については、「旧庁舎跡地活用検討委員会」からの検討報告書の内容を踏まえつつ、早期の有効活用に向けた取り組みを推進します。

② 消防施設

【課題】

耐震性能に課題のあった消防本部・中央消防署は、すでに建替えに着手しており、次の課題として、耐震性能に課題があり老朽化も進んでいる中央消防署秋津出張所など、早期の対応が求められる施設に対する事業計画の策定が必要になっています。

【基本方針】

- ◎ 常備消防の充実を目指す観点から、「再生計画」では、令和14(2032)年度から建替または長寿命化改修に位置付けられている中央消防署秋津出張所について、周辺の公共施設の再生事業との調整を図りつつ、計画の前倒しを含め、早期の対策実施に向けた検討を進めます。
- ◎ 消防団詰所については、必要最小限の整備水準を保ちつつ、長寿命化改修を基本とします。なお、耐震性能が確保されていない第3分団詰所については、鷺沼地区の開発動向を考慮し対応を検討します。

③ 小学校・中学校・習志野高等学校

【課題】

「学校施設再生計画」の対象施設である小学校、中学校、習志野高等学校の床面積は、市が保有する建築物の約5割を占めており、そのうち、建築後30年以上を経過する床面積の割合は、約90%であり老朽化が深刻な問題となっています。

しかし、老朽化対策を計画的に実行するために策定した「再生計画」に基づく整備事業の実行段階では、様々な課題が顕在化し、老朽化対策が計画通りには実施できなかったことから、課題解決に向けた対策の実践が必要となっています。

今後は、最新のデータに基づく学級推計を踏まえた適正規模・適正配置の方針、複合化・多機能化の推進、地域と連携した施設のあり方、学校施設の整備水準の確立など、学校施設の再生にあたっての課題に適切に対応し、具体的な対策を実践しつつ、限られ

た財源を有効活用することで、児童・生徒の教育環境の改善に向け早期の対策を実行していく必要があります。

また、習志野高等学校は、本市が保有する施設で最大の延床面積を有する施設であり、施設更新には多額の経費を要することや、将来的な在り方などは、本市のまちづくりに大きな影響を与えることが想定されることから、早い段階からの施設更新計画の検討が必要です。

【基本方針】

- ◎ 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、「学校施設再生計画」に基づき、充実した教育活動を存分に実施できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育む場としてふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設整備を行います。
- ◎ その際、本市の教育の目指す姿を踏まえたうえで、「柔軟性に富んだ施設」、「ゆとりと潤いのある施設」、「環境に配慮した施設」、「安全・安心で質の高い教育環境」、「地域との交流・連携施設」の5つの視点に立ち、施設整備に取り組みます。
- ◎ 学校の施設整備にあたっては、社会経済状況の変化に適切に対応するため、今後の市内の開発動向や将来的な人口減少、少子化の進行、厳しさを増す財政状況など、本市の行財政運営状況を考慮するとともに、上記の各課題解決に向けた対策を早期に実践しつつ、適宜、「学校施設再生計画」の見直しを行い、トータルコストの縮減、平準化などを図っていくこととします。
- ◎ また、国からの財源確保を念頭に、長寿命化改修を優先的に検討するとともに、維持管理については、「事後保全型」から「予防保全型」への転換を図っていくこととします。
- ◎ 習志野高等学校については、令和17(2035)年度からの建替え着手が計画されていますが、老朽化が進んでいることから、それまでの間についても必要な修繕、改修を実施します。
- ◎ 習志野高等学校の建替えに向けては、そのあり方を含め、多くの課題が予想されることから、関係機関等との協議も含め、早い段階からの検討を進めることとします。

④ その他教育施設

【課題】

学校給食センターは、PFI手法による施設整備により、平成31(2019)年4月から新施設が稼働しています。

総合教育センターは、築後45年を経過し、躯体・設備ともに老朽化が進行しており早期の対策が必要となっています。一方、将来的には周辺施設との複合化による建替えが計画されていることから、総合教育センターのあり方の検討を含め、施設整備計画の

立案に向けた調整・検討が必要です。

鹿野山少年自然の家は、築後47年を経過し、老朽化に加え台風被害等による施設の劣化が進行しています。また、新型コロナウイルスの影響による運営方法への影響も顕在化しています。

富士吉田青年の家は、築後47年を経過し、老朽化が進んでいます。

【基本方針】

- ◎ 学校給食センターは、維持管理・運営を行うSPC（特別目的会社）との連携により、予防保全に基づく適切な維持管理を行い、LCC（ライフサイクル・コスト）の低減に努めます。
- ◎ 旧学校給食センター跡地の有効活用に向けた取り組みを推進します。
- ◎ 総合教育センターは、教育相談、研修・研究等の機能は維持し、ホール機能等は更新せずに、東習志野コミュニティセンター・図書館、実花公民館の機能と併せて複合化を検討し、施設の総延床面積を縮減する方針のもとで、関係各課との連携・調整により具体的な事業計画の立案を進めます。
- ◎ 鹿野山少年自然の家と富士吉田青年の家は、築後50年を経過する令和6(2024)年度から長寿命化改修に着手します。

⑤ 幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター

【課題】

子育て支援施設（幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター）については、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」と連携し、計画的な老朽化対策と保育受入れ定員の拡大を図ってきました。しかし、予測を上回る保育需要の増加や更なる保育ニーズの多様化などへの対策が必要となる中で、新たなニーズへの対応と適切な老朽化対策の実施が課題となっています。

特に、幼稚園・保育所については、幼稚園児数の減少への対応、開発に伴う保育所入所児童数の増加への対応が課題となっています。また、こども園については、短時間児（教育対象児童）の定員と応募者数の乖離や保育需要の増加への対応などが課題です。

【基本方針】

- ◎ 令和2(2020)年度から令和7(2025)年度を計画期間とする「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画 第3期計画」と連携した施設整備、老朽化対策を推進します。
- ◎ 幼稚園・保育所については、幼稚園のこども園化を進め、多様な保育サービスと財源の活用を図るため保育所の私立化を実施するとともに、幼稚園の集団教育に支障が生じる場合には、こども園などとの統合を検討します。
- ◎ こども園については、第一中学校区、第五中学校区に、向山小学校、藤崎小学校に併設している向山幼稚園、藤崎幼稚園を活用した、様々な保育ニーズへの対応と、こどもセンターを併設したこども園を整備します。

- ◎ こどもセンターによる子育て支援機能は、在宅家庭の子育て支援として、子育て親子の交流、子育て等の相談への対応を実施するもので、こども園の新設に合わせて拡充を行います。

⑥ 放課後児童会

【課題】

放課後児童会については、学校内に独立したスペースを確保（複合化）する計画となっておりますが、利用者数が増加し児童会室の確保が困難な状況となっており、今後の需要予測とその対応が課題となっております。

【基本方針】

- ◎ 放課後児童会の施設形態は、現在、学校敷地内に独立した棟を持つ施設、学校内の余裕教室を利用した施設、学校校舎内に独立したスペースがある施設の3タイプがありますが、今後は、学校の建替えや大規模改修等に併せ、学校校舎内に独立スペースを設置する方式に統一していきます。
- ◎ 一方、学校敷地が狭隘な小学校については、教育環境の確保のために児童会室のスペースの確保が難しいケースもあることから、今後、需要予測などに基づく関係各課による調整を進め、適切な放課後児童会の施設のあり方を検討します。

⑦ 公民館・ホール、自治振興施設（コミュニティセンター）

【課題】

市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自立して活動するために、公民館やコミュニティセンター等における学習機能や集会施設としての機能は必要です。

一方、市が保有する公共建築物全体を見渡す中で、限りある財源による老朽化対策を検討する場合、これらの施設を単独施設として維持することは難しい状況となっており、機能をできる限り維持しながら、複合化・多機能化による再編再配置による総量圧縮を進めていくことが課題となっております。

また、官民連携手法の導入による機能の充実と効率的な維持管理、運営の実現も課題です。

習志野文化ホールは、民間事業者による再開発の検討にあわせて再建設の検討を進めていきます。

【基本方針】

- ◎ 公民館・ホール、コミュニティセンターは、その機能はできる限り維持しながら、複合化及び多機能化を推進し、施設数は削減するとともに、官民連携手法を積極的に導入していくことで、機能の充実と効率的な維持管理、運営の実現を目指します。
- ◎ 本市の生涯学習の拠点として施設整備を進めてきた「大久保地区公共施設再生事業」のもとで、大久保公民館・市民会館、大久保図書館、屋敷公民館、藤崎図書館等の施設は、その機能を集約し、「生涯学習複合施設（プラッツ習志野）」と

して、令和元(2019)年11月にプレオープンしました。現在は、民間事業者による民間付帯施設の整備に着手しており、令和3(2021)年秋ごろを目途にフルオープンする予定となっています。今後は、SPCとの連携のもと、予防保全に基づく適切な維持管理を行い、市民サービスの充実とLCC(ライフサイクル・コスト)の低減に努めていきます。

- ◎ 「大久保地区公共施設再生事業」により機能集約となった屋敷公民館、藤崎図書館等の施設跡についての有効活用に向けた取り組みを推進します。
- ◎ 菊田公民館は、令和13(2031)年度までは、日常的な維持管理を実施しつつ利用を継続し、令和14(2032)年3月に廃止予定です。
- ◎ 袖ヶ浦公民館、谷津公民館については、それぞれ、令和14(2032)年度、令和15(2032)年度から長寿命化改修に着手するとともに、新習志野公民館・図書館については、令和15(2032)年度から機能向上大規模改修に着手します。
- ◎ 谷津コミュニティセンター・図書館は、令和19(2037)年度に機能向上大規模改修に着手します。
- ◎ 東習志野コミュニティセンター・図書館及び実花公民館については、総合教育センターの機能と併せて複合化・多機能化について検討を進める予定であり、今後、関係各課との連携・調整により具体的な事業計画の立案を進めます。
- ◎ 実籾コミュニティホールは、民間施設内に区分所有で合築されていることから、民間施設の管理者等との協議により適切な維持管理を実施します。
- ◎ 習志野文化ホールは、JR津田沼駅南口地区に再建設する方向性をもって再開発に係る事業者との交渉にあたります。

⑧ 図書館

【課題】

中央図書館を除く本市の図書館は規模が小さく、市民が求める資料の提供や十分な閲覧スペースの確保ができていません。また、社会の高度情報化の進展に対応したIT環境の整備の遅れなどの課題もあります。

東習志野図書館と谷津図書館は、学習スペースの確保も必要となっています。

【基本方針】

- ◎ 「生涯学習複合施設(プラッツ習志野)」として再生された中央図書館については、SPCとの連携のもと、予防保全に基づく適切な維持管理を行い、LCC(ライフサイクル・コスト)の低減に努めます。
- ◎ 新習志野図書館・公民館は、令和15(2032)年度から機能向上大規模改修に着手します。
- ◎ 谷津図書館・コミュニティセンターは、令和19(2037)年度に機能向上大規模改修に着手します。
- ◎ 東習志野図書館・コミュニティセンターについては、総合教育センター、実花公民館と併せて複合化・多機能化について検討を進める予定であり、今後、関係各

課との連携・調整により具体的な事業計画の立案を進めます。

⑨ 保健福祉施設

【課題】

本市の保健福祉施設の拠点である総合福祉センターの各建物は、Ⅰ期棟（あじさい療育支援センター）が築40年、Ⅱ期棟（さくらの家・いずみの家）が築39年、Ⅲ期棟（花の実園）が築37年を経過し老朽化が進んでいるとともに、提供するサービス内容も時代の変化に伴う見直しが必要になっています。

これらのことから、平成28(2016)年3月に、「総合福祉センター再整備事業基本構想」を策定し、計画的な老朽化対策に着手する予定でしたが、平成31(2019)年4月に、民設民営により、社会福祉法人が整備・運営する障がい者グループホームが整備されて以降、基本構想に基づく施設整備が進んでいない状況です。

Ⅰ期棟（あじさい療育支援センター）、Ⅲ期棟（花の実園）の再生整備については、民設民営が予定されており、Ⅱ期棟（さくらの家・いずみの家）を含めた事業計画の具体化が課題です。

【基本方針】

- ◎ 総合福祉センターについては、令和13(2031)年度に長寿命化改修に位置付けられているⅡ期棟（さくらの家・いずみの家）の老朽化が進んでいるため、Ⅰ期棟（あじさい療育支援センター）、Ⅲ期棟（花の実園）を含めた事業計画の中で長寿命化改修時期の見直しを含め検討を行います。
- ◎ 東部保健福祉センターは、令和17(2035)年度に機能向上大規模改修を実施します。
- ◎ その他の対象施設についても、本計画の基本方針に基づき適切に維持管理していきます。

⑩ スポーツ施設

【課題】

本市は、「習志野市スポーツ推進計画」に基づき、市民一人ひとりが生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフが実現し、市全体がスポーツにより活性化することを目指しています。特に、「支える」スポーツの推進のため、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、身近な場所でスポーツ・運動を行える場の整備・確保に努めるとともに、スポーツ施設の補修など、安心して施設が使用できるよう計画的な維持保全に努めることとしています。

しかし、厳しい財政状況などから計画的な維持保全が難しく、老朽化が進んでいることが課題となっています。

【基本方針】

- ◎ スポーツ施設は、現在、指定管理者により運営を行っていますが、今後も市民が安心して利用できるよう、「再生計画」に基づく計画的な施設の改修・整備を進めます。また、効率的、効果的な維持管理を行うため、今後も、適切な官民連携

手法の導入に向け検討を進めます。

- ◎ 秋津公園内に位置する秋津サッカー場・秋津野球場については、まちづくりの観点も見据えた中で、公園施設との連携を含め、官民連携手法による施設の再生整備について検討します。

⑪ 公園施設（谷津干潟自然観察センター・公園管理棟（秋津・香澄公園、谷津バラ園））

【課題】

全般的に老朽化が進行しており、トイレ、電気系統などの設備全般の劣化が進んでいます。

【基本方針】

- ◎ 日常的な維持管理を推進するとともに、「再生計画」を原則として、来館者の安全を念頭に早期の改善を図りつつ改修・更新を実施していきます。
- ◎ 併せて、施設の目的をより活かした民間活力導入についても検討します。

⑫ 市営住宅

【課題】

最も古い建物は昭和35(1960)年築と、築後60年を経過しており、老朽化ストックへの対応が課題となっています。

また、耐震化、エレベーターの設置や浴室の設置などの高齢者等に対応したバリアフリー化、世帯人員の減少に伴う小規模住戸の確保及び、高齢化に伴う低層階への転居促進、入居の適正化による住宅セーフティネットとしての市営住宅の役割明確化、長期的な需要の減少と直近の住宅困窮者の居住確保、官民連携手法や民間住宅の借上げによる供給、他の賃貸住宅事業主体との連携等が課題です。

【基本方針】

- ◎ 現時点では国庫補助金の確保の観点を含め、平成31(2019)年3月に策定した「習志野市営住宅等長寿命化計画（改定）」に基づく長寿命化改修を実施していきます。
- ◎ 長寿命化改修にあたっては、建物仕様の水準アップ等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実施による修繕周期の延長などにより、LCC（ライフサイクル・コスト）の縮減を図ります。
- ◎ また、対処療法的な維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等に寄与する改善修繕を実施することにより、市営住宅の長寿命化を図ります。
- ◎ 定期点検の充実により、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施に繋げていきます。

⑬ その他（クリーンセンター業務課棟、自転車等駐車場、習志野厩舎、旧国民宿舎しおさい）

【課題】

クリーンセンター業務課棟は、築後30年、本計画の対象となる5か所の自転車等

駐車場については、築後28年の京成実籾駅自転車等駐車場以外は、築後34年以上、習志野厩舎は、築後21年、旧国民宿舎しおさいは、築後49年を経過するなど、全般的に老朽化の進行が課題となっています。

なお、習志野厩舎及び旧国民宿舎しおさいについては、馬主及び民間事業者に貸付けを行い使用料収入を得ています。

【基本方針】

- ◎ クリーンセンター業務課棟については、日常的な維持管理を実施するとともに、プラント系施設である清掃工場建替えに合わせ整備方針を検討します。
- ◎ 自転車等駐車場については、令和2(2020)年度に実施する各施設の現状調査の結果を踏まえ、事業計画の見直しを行います。
- ◎ 習志野厩舎については、適切に維持管理を実施していきます。
- ◎ 旧国民宿舎しおさいについては、令和4(2022)年度から長寿命化改修が計画されていますが、事業着手前に今後のあり方を見据えた検討を行い、改修内容を精査します。

5. 2 インフラ・プラント系施設

- ◆ インフラ・プラント系施設は、市民生活に密着し、廃止や統廃合を行うためには、都市構造自体を見直さなくてはならないことから、当面は、長寿命化対策を基本とします。
- ◆ 公共施設を取り巻く各課題に対応し、安全で快適な市民生活を支えていくために、中・長期的視点に立ち、適切な維持管理を行うとともに、施設の有効活用を行いながら、市民サービスの維持向上を図ります。
- ◆ そのために、各施設の状況に応じたメンテナンスサイクルを構築するとともに、適切なファシリティマネジメントを推進します。

(1) 老朽化対策の基本方針

- ① 施設情報システムの導入などにより、各施設の状況を的確に把握します。
- ② 定期的な点検に基づく維持管理・補修を行うことで、施設の長寿命化を目指します。
- ③ 予防保全の考え方に立ち、計画的な改修に取り組み、維持管理費の縮減・平準化を進め、ライフサイクルコストを低減します。
- ④ 個別施設計画を策定する際には、将来の人口動向や都市構造を見据え、必要な機能・規模を精査し、適切な施設再配置計画を策定することで、持続可能な都市経営を目指します。
- ⑤ 施設の維持管理や運営等にあたっては、民間事業者の技術、能力を積極的に活用した官民連携を進めます。

(2) 施設類型ごとの基本方針

【一般会計】

① 道路

[前提・課題]

道路法では、「道路」とは一般交通の用に供する道で、橋りょうや道路用エレベーターなど道路と一体となってその効用を全うする施設や工作物及び道路の付属物を含むと規定されていますが、この項では橋りょう及び付属物のうち横断歩道橋（以下「橋りょう等」といいます。）は除外します（橋りょう等は次の項に記載）。

本市が管理する道路、即ち、習志野市道は約 294 km であり、この全てを短期間のうちに補修、更新し、常時新設時と同じ状態に維持することは、事業費及び事業量の観点から困難な状況です。

[基本方針]

道路という施設の性格上、その規格によって主たる利用者や交通量、あるいは付属物は様々であり、全てを一律に管理することは適切ではありません。むしろ、日々路面等の状況を点検し、できる限り迅速に通行の安全性を阻害する要因を排除、解消することが求められます。

- ◎ 令和2(2020)年3月に策定した「道路舗装維持管理計画」に基づく舗装の維持管理を基本として、メンテナンスサイクルを確立し、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の補修、修繕のライフサイクルコスト削減を目指します。

② 橋りょう等

〔前提・課題〕

本市の都市構造上、橋りょうは東西方向に走る鉄道や高速自動車国道を跨ぐものが多く、老朽化の進行を放置すれば橋りょうの利用者のみならず、鉄道や自動車の通行の安全を大きく阻害する要因ともなりかねません。

また、橋りょう23橋のほかに、道路付属物で本市が管理する横断歩道橋が6か所9橋あり、これらを対象とした国の定める点検は、令和元(2019)年度末現在未着手となっています。横断歩道橋は道路を挟んだ地域間の連絡や歩行者の安全を確保する上で重要な施設であり、橋りょうと同様、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

〔基本方針〕

本市では、「習志野市橋梁長寿命化修繕計画【改訂版】(平成29年6月)」に基づき、緊急度の高い橋りょうから順次計画的な老朽化対策を進めています。

- ◎ 「習志野市橋梁長寿命化修繕計画」を適宜見直しつつも、基本的な考え方、すなわち予防保全型の維持管理手法を堅持し、事業費縮減や平準化を図りつつ老朽化対策を進め、道路ネットワークの安全性と信頼性の確保に努めます。
- ◎ 横断歩道橋についても、平成30(2018)年3月に「習志野市歩道橋長寿命化修繕計画」を策定し、これまでの事後保全的な対策から予防保全的な対策の実施への転換と、清掃・パトロール等の日常管理の徹底と定期的な点検、計画的な修繕の実施により、歩道橋の長寿命化と維持管理費用の縮減及び平準化を図ります。

③ 公園

〔前提・課題〕

都市公園は、都市環境の改善や防災性の向上等に寄与する施設であり、10㎡/人の確保を目標に整備を進め、平成30(2018)年度は、6.9㎡/人の状況です。

今後は、財政状況や費用対効果に配慮しつつ、全体目標や個別施設の整備内容、整備手法について見直しを加え、効果的、効率的な整備を検討します。

また、公園施設(遊具)については、健全度判定調査の結果、全体の23.9%が、「全体的に劣化が進行している。」、0.8%が、「全体的に顕著な劣化である。」であり、遊戯施設全体の4分の1が更新や補修等の対策が必要な状況となっており、計画的な長寿命化対策の実施と維持管理費の低減及び平準化が課題となっています。

〔基本方針〕

- ◎ 公園施設については、定期的に施設の安全性や老朽化の状況を点検し、公園施設の特性を踏まえたうえで、安全性の向上や快適性の維持、ライフサイクルコスト

の削減を進めて行きます。

- ◎ また、遊戯施設については、令和2(2020)年3月に策定した「習志野市公園施設（遊具）長寿命化計画」に基づく長寿命化対策を推進します。

④ ごみ処理施設

[前提・課題]

芝園清掃工場は、平成14(2002)年11月の稼働後、18年が経過しています。

清掃工場のようなプラント系施設の耐用年数は20年と言われている中で、平成26(2014)年度から平成28(2016)年度の間、老朽化した機器の更新等を図ることを目的とした工場の緊急対策を実施し、性能、機能を回復させました。

さらに、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度の間、耐用年数を稼働開始から30年間に延伸することを目的に延命化対策を実施しましたが、令和13(2031)年度には耐用年数を迎えることから、新たな清掃工場の整備が課題となっています。

また、現在も旧清掃工場が残存しており、新たな清掃工場を整備するためには、旧清掃工場の解体が必要であることや、リサイクルプラザのあり方、ストックヤードの整備など多くの課題が残されています。

[基本方針]

- ◎ 現在の清掃工場は、延命化の観点から適切な機器の整備・更新等を行うとともに、施設保全計画に基づき適切な維持保全を行うことで、稼働開始から30年後の令和13(2031)年度を目標に施設を安定的に運営していきます。
- ◎ 新たな清掃工場の運転開始を令和14(2032)年度とした場合、旧清掃工場の解体及び新たな清掃工場の実施設計から建設工事期間を含めると、5年程度が必要となります。そのため、令和9(2027)年度から、その対応に着手する必要性があり、それまでの間に、基本構想・計画、環境アセスメントなどに対応しておく必要があることから、早期に体制を整備し具体的な検討に着手します。
- ◎ また、習志野市が自ら清掃工場を建設、管理、運営していくことは、ノウハウ、資金、人材などの点から有効的ではないと考えられることから、官民連携手法の導入を検討します。

【公営企業会計】

⑤ ガス事業

〔前提・課題〕

本市のガス事業は、昭和32(1957)年に事業認可を受け、ガスの調達・販売及び施設の整備を進めてきました。

供給区域におけるガスメーターの普及率は、100%に達しており、現有の主要なガス施設はガス導管延長、約447km、藤崎事業所、供給所3か所（藤崎供給所・東習志野供給所・茜浜供給所）、袖ヶ浦受入所となっています。

これらの施設の老朽化の状況は、類似公営企業の平均値と比較し同水準であり、法定耐用年数を経過したガス管（本支管）が増加傾向にあります。これは、法定耐用年数が13年のポリエチレン（PE）管が増加していることによるものです。しかし、PE管は高い耐震性を有し、経年劣化しないため100年は使用できると言われていることから、これら数値が増加しても老朽化が進んでいるということではないものと認識しています。

現在、ガスの安定供給を確保し続けるため、ガスを供給する施設が故障などにより機能停止することのないよう「習志野市企業局 ガス・水道施設長期整備方針」を策定し、長期的な視点による施設の計画的かつ効果的な維持管理を行っています。

ガス管の計画的な更新及び耐震化の推進としては、現在、本市の供給区域におけるガス本支管の耐震化は、中圧管については、令和元(2019)年度末に100%を達成する見込みであり、低圧管についても耐震化率が、平成30(2018)年度末時点で89.5%となっていますが、引き続き、低圧管耐震化率100%達成を目標に更新を進める必要があります。この対象となる低圧本支管の非耐震管延長は、平成30(2019)年度末時点で36,015mです。

また、腐食対策の施されていないガス管（ポリエチレンスリーブ防食の施されていないダクタイル鋳鉄管）は、埋設から経年することによって、腐食・劣化によるガス漏えい等が発生するため、漏えい予防対策として、リスクマネジメントの観点から、対象の管を適切な時期に更新していく必要性が高まっており、その対象延長は、平成30(2018)年度末で、30,300mです。

さらに、災害時緊急停止に及んだ際の停止範囲の極小化も求められていることから早期復旧を考慮した導管網のブロック化の検討が必要となっています。

〔基本方針〕

- ◎ 施設の更新及び維持管理については、安定供給を確保し続けるため、「習志野市企業局 ガス・水道施設長期整備方針」に基づくことを原則に、逐次、施設の状況を確認しながら、計画的に更新及び維持管理を実施します。
- ◎ また、計画期間内における主な更新内容として「遠方監視制御装置更新」、「整圧器更新」、「整圧器室更新」を予定しています。
- ◎ 非耐震管対策については、低圧本支管における鋼管または鋳鉄管のうち、非耐震

管を、高い耐震性を有しているポリエチレン管に更新します。毎年約 3,600m の更新を実施することで、10 年の計画期間内で平準化を図ることとし、令和 11(2029)年度の完了を目標に更新します。

◎ 漏えい予防対策については、漏えいリスクの高い管（埋設から 40 年経過を目安とする）を令和 21(2039)年度の完了を目標に更新することとし、令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度の間、年間約 830m、合計約 8,300m を更新し、その後の令和 12(2030)年度から 令和 21(2039)年度までの間に、年間約 2,200m、合計約 22,000m を更新します。

◎ これら耐震化などを進めることにより、災害時の被害縮小に努めるとともに、早期復旧を考慮した導管網のブロック化整備を図ります。

⑥ 水道事業

[前提・課題]

本市の水道事業は、昭和 24(1949)年に給水を開始し、水道施設の拡充整備に努めてきました。

給水区域内における普及率は、99.1%であり、現有の主要な水道施設は、水道管路延長、約 316km、第 1 給水場（浄水場）、第 2 給水場（浄水場、配水池：3 池）、第 3 給水場（配水池：1 池）及び第 4 給水場（配水池：2 池）の 4 つの給水場となっています。

これらの施設の老朽化状況については、管路の経年化率や管路更新化率は、類似公営企業の平均値と比較しておおむね良好ではあるものの、有形固定資産全体としては、経年化が進行しています。

このため、安定供給を確保し続けるため、水道を供給する施設が故障などにより機能停止することのないよう「習志野市企業局 ガス・水道施設長期整備方針」を策定し、長期的な視点による施設の計画的かつ効果的な維持管理を行っています。

また、老朽化対策や耐震化のためには、今後も継続して施設や管路の建設投資が必要となり、10 年間で、総額約 115 億円を見込んでいます。

水道管路の耐震化の状況は、主要な水道管である基幹管路の耐震適合率が、平成 30(2019)年度末時点で、51.5%（千葉県平均：59.0%、全国平均：40.3%）であり、今後は地震災害時に断水被害を最小限にとどめるよう耐震化を行うことが必要です。

整備対象となる非耐震管の残存数量は、平成 30(2018)年度末時点で、183,927m です。

[基本方針]

◎ 施設の更新及び維持管理については、安定供給を確保し続けるため、「習志野市企業局 ガス・水道施設長期整備方針」に基づくことを原則に、逐次、施設の状況を確認しながら、計画的に更新及び維持管理を実施します。

◎ 計画期間内における主な更新内容として、「井戸建屋更新」、「第 2 給水場着水井・酸化槽・ろ過池更新」、「遠方監視制御装置更新」を予定しています。

- ◎ 水道管の耐震化については、効率性を考慮して更新時に実施することを原則としていることから、耐震化の完了には長期間を要します。このことから、地震被害想定からの断水結果を基に、断水区域を最小限にとどめるよう効果的、効率的に耐震化を推進します。
- ◎ なお、避難所や防災拠点までの管路については、重要給水施設管路に位置付け、優先して更新します。
- ◎ 水道本支管整備は、管路全体の延長数は、183,927mであり、これらの管すべての耐震化が終了する目標期間を80年と定め、更新を行うこととします。このうち、基幹管路の非耐震管、12,179mについては、令和26(2014)年度に耐震化が完了するよう更新します。

⑦ 下水道事業

[前提・課題]

本市の公共下水道事業は、昭和41(1966)年、袖ヶ浦団地の建設に伴う公共施設の整備をきっかけとして整備に着手し、現在の下水道管路の延長は約500km以上となっています。これら施設の標準的な耐用年数は、概ね50年とされていますが、現実的には50年を経過した管路のすべてを直ちに入れ替えていくことは、事業費及び事業量から困難な状況です。このため、令和5(2023)年度から管路施設を効率的に更新すべく、令和元(2019)年度から調査・点検を実施しています。

一方、津田沼処理区の終末処理場であり、本市が運転管理する津田沼浄化センターは、昭和59(1984)年6月の供用開始からすでに35年以上が経過しています。

そこで、老朽化の著しい施設の改築更新を順次進めるため、平成24(2012)年度に長寿命化計画を策定し、平成25(2013)年度から平成30(2018)年度の6年間で改築更新事業を実施しました。また、将来にわたり稼働の安定性を確保し、かつコスト削減を図るため、施設の管理運営を包括的に民間事業者へ委託する手法を平成30(2018)年4月より導入しています。

公共下水道事業については、長期的視点に立ち安定的な経営と経営状況の透明性の確保を目的として、平成31(2019)年4月に地方公営企業法の全部を適用するとともに、組織もガス、水道事業を展開する企業局と統合しました。

[基本方針]

今後の下水道施設の適切な維持管理及び効率的かつ効果的な改築更新の実施に向けて「下水道ストックマネジメント計画」を平成30(2018)年度に策定、令和元(2019)年度に改定しました。

- ◎ 下水道管路については、効率的に改築更新を進めるために、施設の健全度判定のための点検・調査を実施し、その分析結果に基づき管路改築の実施計画の作成に取り組めます。
- ◎ また、この計画に基づき、効率的な改築・修繕を実施し長寿命化を図ることによりコストの縮減や平準化を目指します。

- ◎ 津田沼浄化センター及び秋津・袖ヶ浦の汚水中継ポンプ場については、施設の安定的な稼働のために長寿命化を図るとともに、計画的な施設の保全に努めます。
- ◎ 津田沼浄化センターについては、今後の施設整備や維持管理、改築更新の最適化、合理化を目的として、同処理場に隣接する千葉県印旛沼流域下水道が管理する花見川第二終末処理場への施設統合による事業の広域化について検討します。

⑧ ガス事業・水道事業・下水道事業共通事項【庁舎】

[前提・課題]

企業局の庁舎は、昭和45(1970)年、49(1974)年、58(1983)年にそれぞれ竣工した建物であり、老朽化及び狭あい化に加え、バリアフリー化が進んでいないことが課題となっています。

また、本庁舎は災害対応の拠点となる施設ですが、応援事業者の受入れスペースもありません。

[基本方針]

- ◎ 庁舎については、狭あい化、バリアフリー化等への課題に対応するため、新庁舎の建設について検討します。